

厳しくなった景品表示法

2016年4月に景表法にも課徴金制度が導入されました。また、措置命令の発動についても消費者庁は熱心です。どのような行為が景表法違反となるのか、最近の事例を用いて整理をするほか、調査対象となった場合にどのような点に気をつけなければならないかをわかりやすくご説明致します。

先日、東京・大阪で開催し大変ご好評をいただきましたので、今回のご案内させていただきます。是非ご参加下さい。

開催日時	平成29年11月7日(火) 14時00分から 16時00分(受付:13時30分より)
場 所	Time Office 名古屋 6階 Time I 会議室 ※詳しくは裏面会場案内図をご覧ください
募集人数	30名
講 師	<p>弁護士・ニューヨーク州弁護士 苗村 博子(なむら ひろこ) 1983年大阪大学卒、87年弁護士登録、1996年シカゴ大学ロースクール(LL.M.)卒業、その後 Weil, Gotshal & Manges LLP(シリコンバレー)に勤務。1997年ニューヨーク州弁護士登録。1998年に米国でリニエンシーを申請した事件を担当、その後も国際カルテルへの対応案件を担当し、2012年2月ヴンクーヴァー国際カルテルワークショップではスピーカーとして日本での対応の問題点を指摘。国際契約、知財事件、再建的な倒産手続が得意な分野であるが、究極のゼネラリスト、独禁法などの競争法、不動産の証券化、プロジェクトファイナンスまであらゆる企業法務に対応可能。論文等の執筆多数。</p> <p>弁護士 田中 敦(たなか あつし) 2006年神戸大学法学部、2008年京都大学法科大学院卒業。2009年弁護士登録。個人情報保護、知的財産、労務等の分野の業務に重点的に取り組んでおり、著作権法や不正競争防止法に関する専門性の高い訴訟において代理人を務めた経験がある。現在、企業における個人情報の保護に関する執筆や講演等にも積極的に取り組んでおり、個人情報保護関連の書籍として、税理士等の他分野の専門家とともに、「最新！ここまで分かった企業のマイナンバー実務 Q&A」(日本法令・2015年6月)の執筆を担当。</p>
受講料	無 料
申込期限	平成29年10月31日(火) * 定員になり次第締切らせていただきます。

----- 申 込 書 -----

下記にご記入の上、弁護士法人苗村法律事務所宛にEメール、FAX、または郵便でお申し込みください。
後日(開催日の1週間前頃の予定) Eメールで受講票をお送り致します。

FAX 番号 : 06-4709-0131 e-mail address: seminar@namura-law.jp

貴社名			
住 所	〒		
電話番号			FAX 番号
参加者氏名	所属部課名	役 職 名	E-mail アドレス

* 直前や無断でのキャンセルはくれぐれもご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

<会場案内>

Time Office 名古屋 6階 Time I 会議室

名古屋市中村区名駅二丁目 41-10 アストラーレ名駅

◇ JR 名古屋駅徒歩 5 分

地下鉄名古屋駅 1 番出入口徒歩 1 分

その他利用可能駅: 名鉄/近鉄/あおなみ線の各名古屋駅



お申込・ご照会先 : 弁護士法人苗村法律事務所
〒530-0047 大阪市北区西天満 2 丁目 6 番 8 号 堂島ビルヂング 7 階
TEL: 06-4709-1170 FAX 番号 : 06-4709-0131